

大分県北部圏域における
大規模氾濫に関する減災のための取組方針
(主な取組内容について)

令和3年度

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿河市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「**住民目線のソフト対策**」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「**洪水氾濫を未然に防ぐ対策**」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「**危機管理型ハード対策**」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>

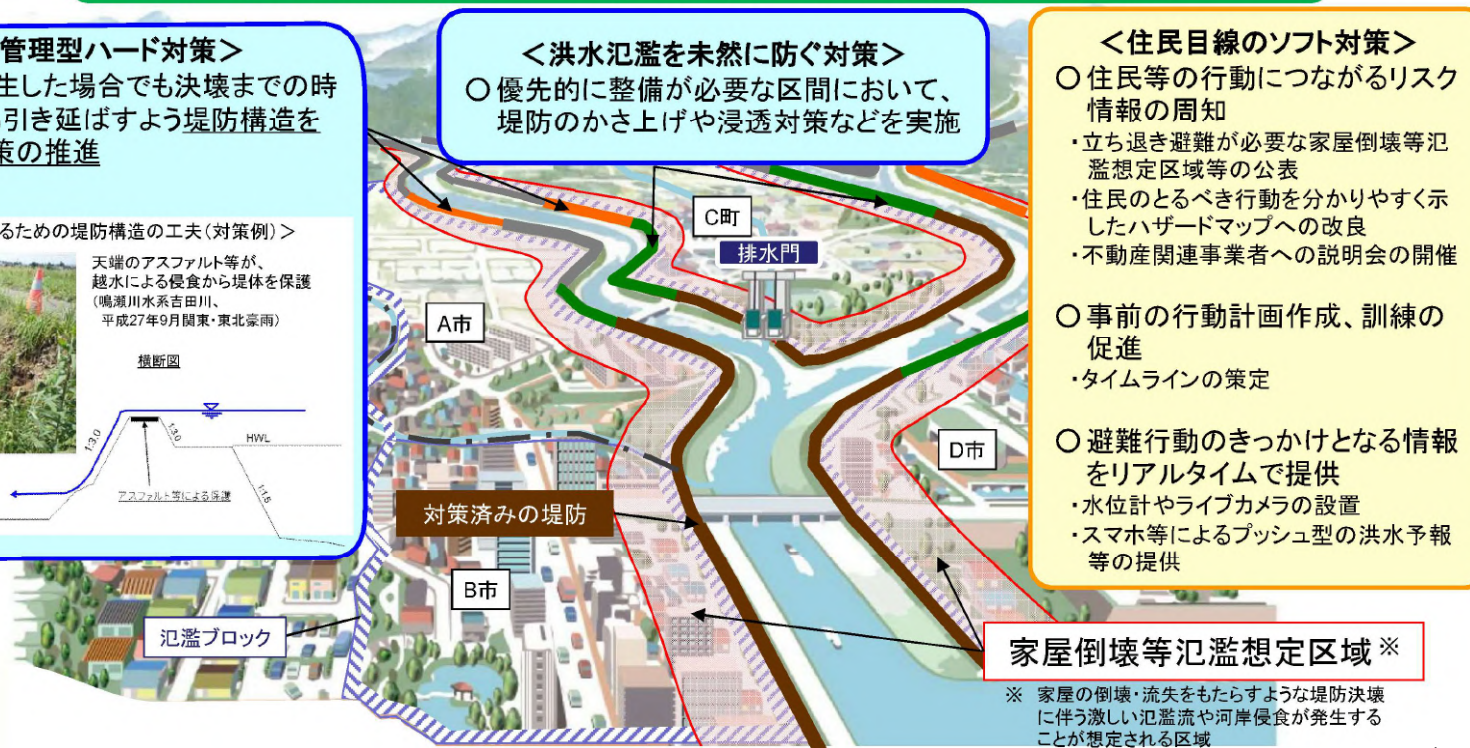


<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

過去の水災害からみた特徴と課題

- **中小河川の上流部では河床勾配が急であり、流域面積も小さいため、降雨のピークから流出までの時間が短く、急激な水位上昇を引き起こす場合がある。**
- **豊後高田市の桂川、真玉川、竹田川の下流部において大規模な氾濫が起こった場合、多くの人家に加え、市役所等拠点の浸水が懸念される。**
- **宇佐市の駅館川下流部は、人口及び資産が集中する宇佐市街部が位置しており、過去に多くの人家が浸水、県道も冠水した。**
- **両市とも近年は河川改修も進み、大規模な洪水氾濫を経験していないため、洪水に対する防災意識の低下が懸念される。**

減災のための目標（平成29年度第1回協議会決定事項）

■ 5年間で達成すべき目標

豊後高田市内、宇佐市内における中小河川の大規模水害に対し、「**迅速な避難行動**」、「**地域経済への影響最小化**」を目指す

※大規模水害とは、「想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

■ 上記目標達成に向けた3本柱の取組

- ① 確実な避難行動につなげる**水防災意識醸成**のための取組（防災教育・避難訓練・水防活動）
- ② 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための**正確でわかりやすい情報提供**に関する取組
- ③ 災害時の被害最小化に向けた**施設整備**の取組

■水防災啓発、防災教育等に関する取組

- ①防災士養成研修へ講師派遣
- ②消防学校へ講師派遣
- ③その他 研修等講師派遣

①防災士養成研修の講師派遣(主催:大分県防災局)

県内11箇所において、地域の防災力向上のため、自主防災組織活動の要となる防災士の養成研修へ河川課と砂防課から講師を派遣し「水害対策について」等について講演を行いました。

令和2年度 大分県防災士養成研修				R3.316現在
番号	開催会場	日程	対象市町村	受講者人数
1	社協	10月13日(火)、10月28日(水) 11月5日(木)	社会福祉協議会職員	39
2	県教育	9月24日(木)、25日(金)	県教員	61
3	国東	10月24日(土)、25日(日)	杵築市、国東市 姫島村、日出町	31
4	竹田	10月31日(土)、11月1日(日)	竹田市 豊後大野市	23
5	日田	11月7日(土)、8日(日)	日田市	38
6	大分	11月14日(土)、15日(日)	大分市	55
7	由布	11月14日(土)、15日(日)	由布市、別府市	20
8	九重	11月21日(土)、22日(日)	玖珠町 九重町	10
9	佐伯	11月28日(土)、29日(日)	佐伯市、臼杵市、津久見市	28
10	宇佐	12月5日(土)、6日(日)	宇佐市、中津市、豊後高田市	44
11	県庁	令和3年 1月20日(水)、21日(木)	県職員	50
			計	399



【大分県】令和2年度

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

②消防学校へ講師派遣

- ・令和2年6月16日(火)
- ・大分県消防学校
- ・新たに採用された消防職員に対し河川課と砂防課から講師を派遣し防災について講演を行いました。



③その他 研修等講師派遣

- ・令和2年11月6日(金)
- ・杵築市立杵築中学校
- ・杵築中学校の1年生の防災学習のため河川課と砂防課から講師を派遣し水害と土砂災害について講演を行いました。



【令和3年度】■水防災啓発、防災教育等に関する取組

- ①防災士養成研修へ講師派遣
- ②消防学校へ講師派遣
- ③その他 研修等講師派遣

【大分県】令和2年度

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

避難訓練、水防活動に関する取組

○要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

●平成29年6月の水防法改正に伴い浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成及び訓練義務づけられた。

●令和3年度末までに、対象となる全施設→避難確保計画を作成・訓練実施

—「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画より（H31.1.29 国交省水管理・国土保全局長）

河川管理者

◆洪水浸水想定区域図の公表（水防法第14条）

- 洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川について、河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域などを公表

R1済

市町村

◆浸水想定区域における避難確保（水防法第15条）

- 避難場所及び避難経路の設定
- 区域内の施設を市町村地域防災計画に記載（地下街、要配慮者利用施設、大規模な工場）
- ハザードマップの作成 など

R3の取組が重要！

施設管理者

◆市町村地域防災計画に記載された施設等は、避難計画作成・避難訓練実施

- 地下街 【義務】（水防法第15条の2）
- 要配慮者利用施設 【義務】（水防法第15条の3）
- 大規模な工場 【努力義務】（水防法第15条の4）

R3作成完了

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

		令和3年3月31日
大分県	対象 要配慮者利用施設	1,660
	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数	1,110
	作成率	66.9%
全国	対象 要配慮者利用施設	96,463
	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数	63,739
	作成率	66.1%

【大分県】令和3年度 1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

(共助)地域防災力強化支援事業

令和2年7月豪雨における事象

- ・人的被害(死者6名)の発生は、避難途中や不要不急な外出によるもの
- ・災害発生後の避難者多数

- ・地域の災害リスクの認識不足
- ・世帯や地域の防災力強化が必要

地域の災害リスクの把握をはじめ、避難タイミングや避難経路、危険箇所を地域全体で確認し、**早期避難**につなげることが重要

- ・中津江村高齢者福祉施設では早期避難により被害なし
- ・熊本県の特別養護老人ホームでは、マンパワーの不足等による逃げ遅れから、多数の人的被害発生

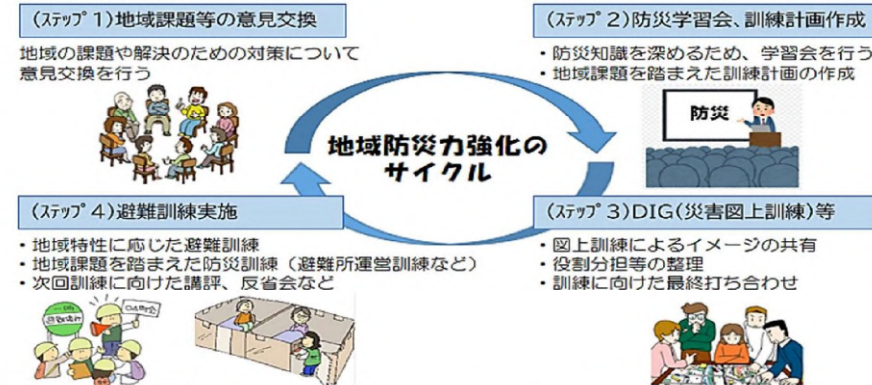
- ・**早期避難の習慣化**による好事例
- ・避難確保計画と現実とする避難行動との乖離

中津江村の好事例や、**施設・地域が一体となった早期避難の必要性**を県内の施設へ浸透させることが重要

令和3年度の取組(新規メニュー)

- 1 地元の団体(NPO、防災士会)、住民主体の訓練への支援
 - ・地元防災士会やNPO、住民による「**地域特性に即した防災訓練**」
 - ・地域コミュニティ主体の継続性のある「**地域に根ざした防災活動**」

- (1) 令和3年度実施市町村及び委託先(予定)
3市町村で実施予定
地元の防災士会やNPOなどに委託予定
- (2) 事業スキーム



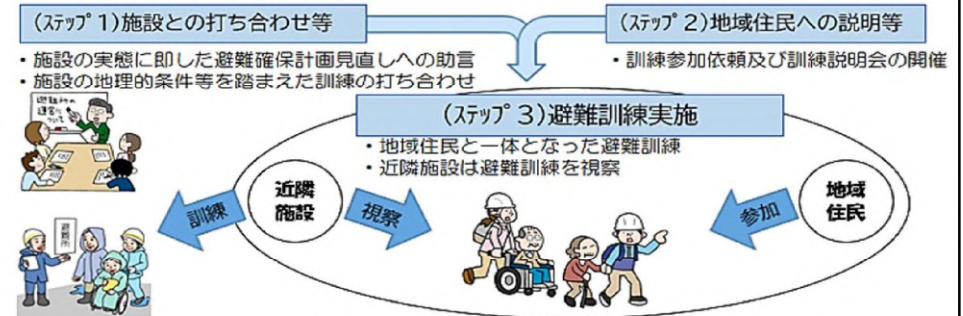
2 福祉団体や住民と連携した高齢者施設の訓練への支援

- ・地域の福祉団体との協働による避難訓練の実施
- ・各施設の実態に即した避難確保計画見直しへの助言

(1) 対象施設(年間10施設で実施予定)

- ① 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に所在する特別養護老人ホーム(県内11市町34箇所)
※自立した避難が困難な入居者が多数居ることを想定
- ② 有料老人ホーム(特養のない市町を想定)

(2) 事業スキーム



継続メニュー

- ① 防災士養成研修
- ② 防災士のスキルアップ・キャリアアップ研修(R2:避難訓練、R3:避難所運営)
- ③ 防災アドバイザー派遣等

【大分県】

2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組

避難情報の的確な発令に関する取組

○県管理河川に係る避難情報発令に着目したタイムラインの策定

●令和2年度に、全水位周知河川において策定済。

●令和3年度以降は、訓練や実災害を通じて見えてくる課題等を改善しながら運用していく。

市町村名	対象河川数	策定状況
大分市	16	済
別府市	1	済
中津市	4	済
日田市	7	済
佐伯市	7	済
臼杵市	8	済
津久見市	2	済
竹田市	5	済
豊後高田市	4	済
杵築市	3	済
宇佐市	6	済
豊後大野市	9	済
由布市	5	済
国東市	6	済
姫島村	0	-
日出町	0	-
九重町	3	済
玖珠町	2	済

対象河川一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	大分	別府	中津	日田	佐伯	臼杵	津久見	竹田	豊後高田	杵築	宇佐	豊後大野	由布	国東	九重町	玖珠町
尼ヶ瀬川	朝見川	山国川	有田川	堅田川	臼杵川	津久見川	稲葉川	桂川	八坂川	駅館川	柴北川	大分川	伊美川	松木川	玖珠川	
大野川		犬丸川	渡里川	床木川	田井ヶ迫川	青江川	玉来川	真玉川	高山川	津房川	大野川	平川	田深川	町田川	森川	
七瀬川		蛸瀬川	高瀬川	久留須川	末広川		大野川	竹田川	石丸川	深見川	茜川	官川	武蔵川	野上川		
河原内川		跡田川	赤石川	山口川	熊崎川		緒方川	寄藻川		伊呂波川	平井川	小槐木川	安岐川			
祓川			吾々路川	門前川	佐志生川		芹川			寄藻川	真竹川	旧大分川	吉松川			
米良川			串川	市園川	海添川					向野川	小賀川		荒木川			
北鼻川			玖珠川	炭崎川	温井川						三重川					
戸次古川					左津留川						玉田川					
住吉川											秋葉川					
今堤川																
原川																
丹生川																
屋山川																
尾田川																
小猫川																
志生木川																
16	1	4	7	7	8	2	5	4	3	6	9	5	6	3	2	
ダブリ	大野川	2														
	玖珠川	1														
	寄藻川	1														
													合計		88河川	

【1 現状と課題】

- ◆近年の豪雨により中小河川でも氾濫が発生（要配慮者利用施設で犠牲者）
- ◆中小河川における的確な避難情報・避難計画は未整備
- ◆水位周知河川84河川はハザードマップ作成済、中小河川では未作成

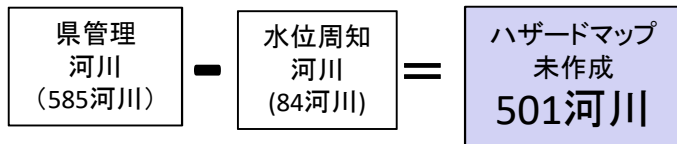


- 県民一人一人の自主的な避難行動に繋げるための啓発が重要
 - 避難情報の強化や地域防災計画の充実を推進
 - 平時から浸水リスクの情報を周知・共有し、早期避難の意識醸成
- 県民の適切な避難判断・行動を支援

【2 水防法改正の動き】

洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、浸水リスク情報空白域を解消
 (R3.2.2水防法改正閣議決定、令和3年通常国会で改正予定)

【3 対象河川の選定】



※水位周知河川とは、洪水により国民経済上重大、又は相当な損害を生じるおそれがある河川【R2年度にハザードマップ作成完了】

○選定ポイント

- ①過去に浸水実績のある河川
- ②河川背後地に資産（住居・公共施設等）が集中
- ③要配慮者利用施設が河川近傍に存在

◎上記の選定ポイントを踏まえ、優先してハザードマップを作成する河川を選定

対象中小河川：255河川

【4 今後の取組】

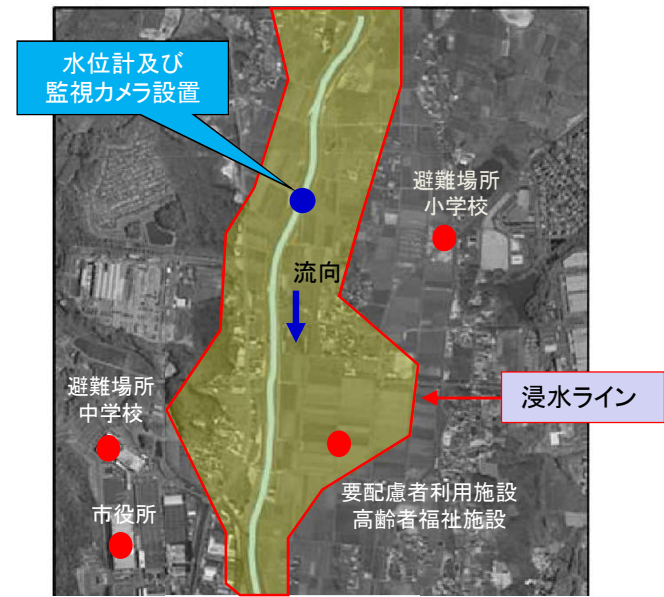
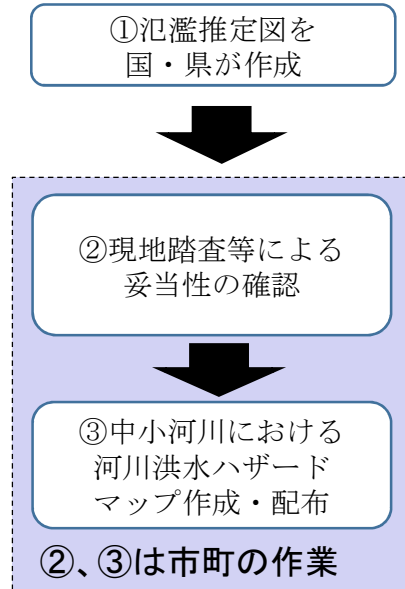


図1 ハザードマップイメージ

氾濫推定図を基にハザードマップ作成・配布へ
 (市町事業費の4分の1補助：60,000千円) 【国1/2、県1/4、市町1/4】

【5 目指す効果】

- 中小河川での浸水リスクを住民に周知
- 水位計及び河川監視カメラの増設による情報提供の強化
- 要配慮者利用施設を含め地域住民の避難体制を構築



逃げ遅れによる人的被害をなくし
 安全・安心な大分県へ

【現状と課題】

- 平成30年7月豪雨では、避難勧告等が避難行動につながらず、土砂災害警戒区域内で多くの人的被害が発生
- 本県においても、避難者が1%程度であり、避難行動のあり方が課題



実行性のある避難行動を確保するための取組が必要

【土砂災害に関する避難促進検討会議】

- 目的
 - 頻発・激甚化する土砂災害から人命を守るため、実行性のある避難行動を確保するための取組を立案・推進
- 構成員
 - 住民、学識経験者、ボランティア、行政機関等
- 検討事項
 - ・社会調査による避難行動を促進または阻害する要因の把握
 - ・避難行動を促進する要因に対する具体的な取組の立案

避難行動を促進する主な要因

- ・土砂災害の知識、備え、対応力や過去の災害経験
⇒ 防災リテラシー
- ・家庭、近所の人などからの手助け、声かけなど
⇒ 地域コミュニティ



防災リテラシー、地域コミュニティによる共助に対する具体的な取組
⇒ 「大分県土砂災害避難促進アクションプログラム」

【大分県土砂災害避難促進アクションプログラム】

- 社会調査で判明した避難行動を促進する要因を、以下の4つの分野に分類し、具体的な取組を整理

I 地域の防災リテラシーの向上

- ハザードマップの再点検
 - ・土砂災害防災講座の開催
 - ・危険箇所の把握
 - ・要配慮者の確認
 - ・一次避難場所、避難経路の確認
- まち歩き
 - ・現地確認
 - ・確認事項のハザードマップへの追記



○地区タイムラインの作成

- ・自主防災組織等において『いつ』、『誰が』、『何を』行うかを時系列で整理した行動計画を作成



○避難訓練

- ・ハザードマップやタイムラインを活用した避難訓練実施
- ・課題や不備などを改善



II 地域コミュニティにおける共助の推進

- ・防災リーダーを対象にスキルアップ講座開催

III 安全な避難場所の確保、避難所の環境改善

- ・一次避難所等をハザードマップに記載

IV 住民の避難行動につながる災害情報の提供

- ・テレビによる危険度情報のデータ放送配信
- ・県民向け防災アプリの運用
- ・土砂災害関連情報の精度向上・充実



大分放送にて配信中

【大分県砂防課】土砂災害避難促進アクションプログラムスケジュール・取組状況

★アクションプログラムスケジュール

平成30年度

土砂災害避難促進アクションプログラム策定



令和元年度

地域の防災リテラシーの向上のための、土砂災害ハザードマップの再点検及びタイムラインの作成、それらを活用した避難訓練の実施。

モデル地区（中津、日田、津久見）で取組を実施



令和2年度

令和元年度より水平展開し、各市町村1地区程度選定して取組を実施。

実績としては10市町（10地区）で取組を実施。

※国東市、大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市、豊後大野市、竹田市、玖珠町、中津市、宇佐市



令和3年度

市町村及び他部局（防災局・教育委員会）と連携した取組の実施

令和2年度に引き続き水平展開し、各市町村で取組を実施する予定であり、各土木2地区程度で実施予定。

（令和2年度まで未実施の市町村は必ず実施する。）

※別府市、豊後高田市、杵築市、由布市、姫島村、日出町、九重町



令和4年度以降

令和3年度までの課題を整理し、各市町村で取組を実施する仕組みを整理する。

★R2年度アクションプログラム取組状況

第1回 『土砂災害に関する防災講座』及び『ハザードマップ再点検』



（中津市 令和2年8月1日）
ハザードマップ再点検



（臼杵市 令和2年11月29日）
ハザードマップ再点検

第2回 『まち歩き』



（大分市 令和2年11月15日）
まち歩き



（竹田市 令和2年10月18日）
まち歩き

第3回 『地区タイムラインの作成』



（玖珠町 令和2年11月10日）
地区タイムライン作成



（臼杵市 令和2年12月13日）
地区タイムライン作成

第4回 『避難訓練』



（津久見市 令和2年11月15日）
避難行動要支援者の避難誘導訓練



（津久見市 令和2年11月15日）
女性防災士より非常持出し袋の講話

水防法・土砂災害防止法の改正

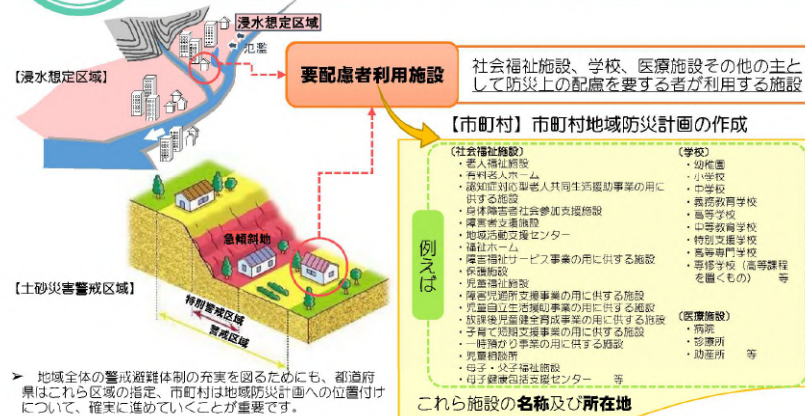
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



➢ 地域全体の警戒避難体制の充実に図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画**です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成することが重要**です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

2 避難確保計画の確認

※「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- **市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
 - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。



法改正に関する問い合わせ 国土交通省水管理・国土保全局 TEL: 03-5253-8111 (代表)
 水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

(H29.6.19)

1 概要

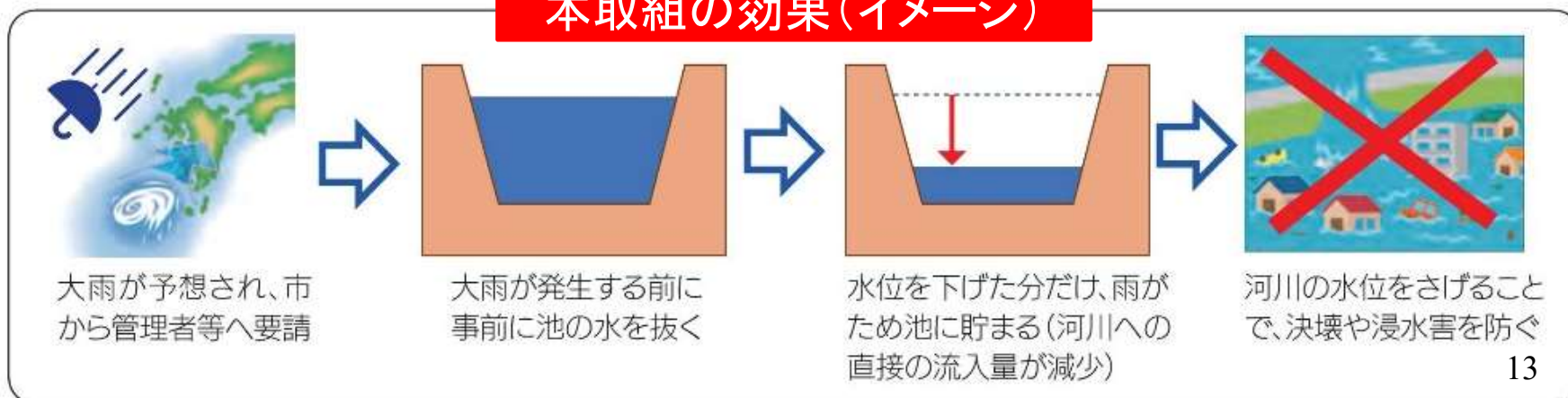
九州各地に大きな被害をもたらした「令和2年7月豪雨」など、近年、全国的に甚大化・多発化する災害に備え、市では、台風や大雨が予想される際に、ため池の貯水量を事前に調整し、河川への直接的な流入を最小限にとどめる「洪水災害の未然防災対策」に取り組んでいます。

本取組を進めるにあたって、市内のすべて防災重点ため池（45箇所）等の関係者と水位調整に係る協定を締結しました。



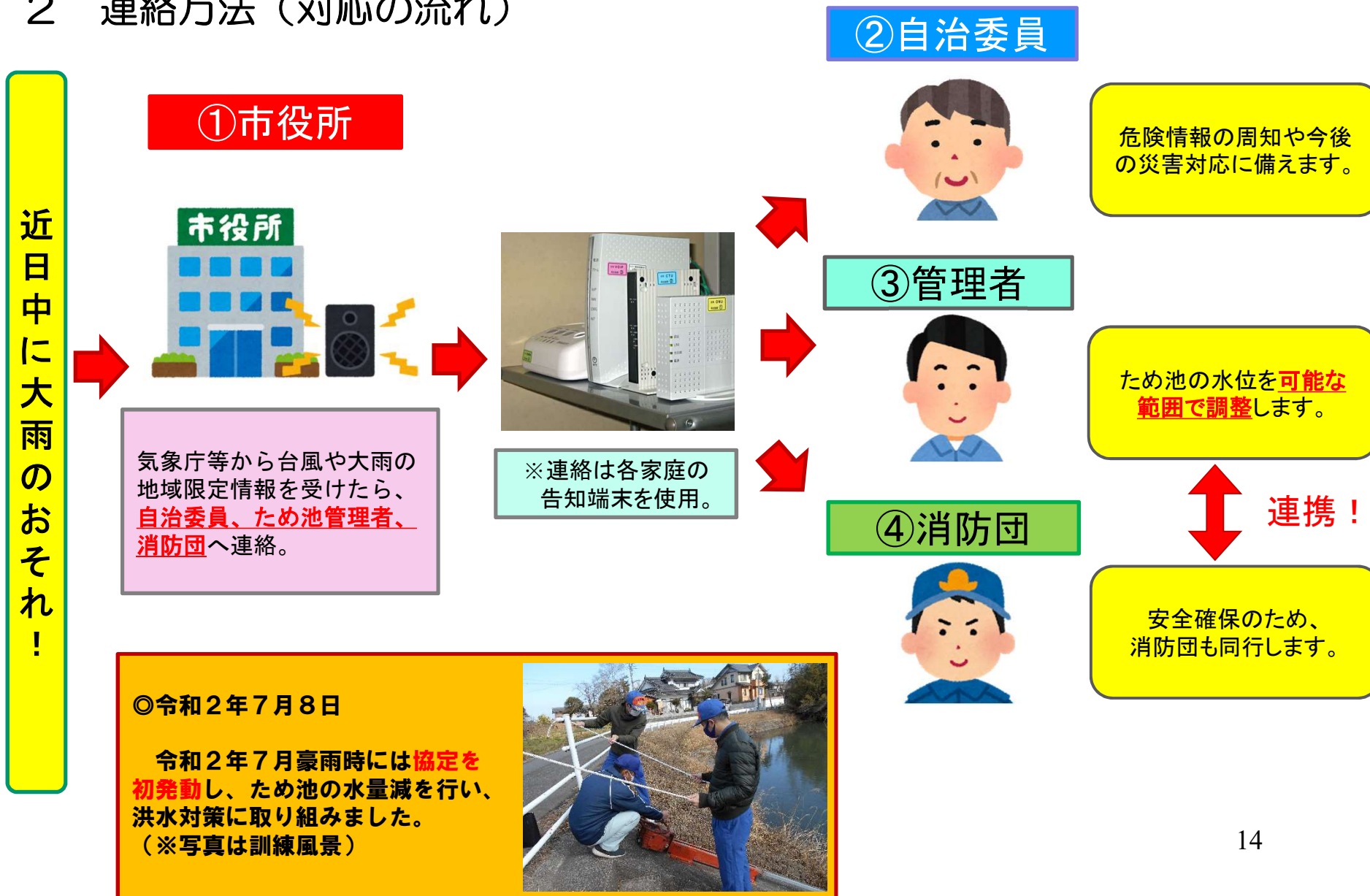
令和2年6月11日 キックオフミーティング開催

本取組の効果(イメージ)



【豊後高田市】洪水災害における災害の未然防止対策

2 連絡方法（対応の流れ）



【豊後高田市】

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

1 防災士の養成状況

年度	防災士（名）		防災士配置自治会	
	人数	累計	配置済/自治会数	配置率
H23	10	10	10/163	6.1%
H24	118	128	91/163	55.8%
H25	36	164	115/163	70.6%
H26	28	192	138/163	84.7%
H27	54	246	146/164	89.0%
H28	38	284	151/164	92.1%
H29	27	310	154/164	93.9%
H30	11	321	155/164	94.5%
R1	25	346	159/164	97.0%
R2	9	355	159/164	97.0%

2 防災訓練等実施状況

年度	小学校区 (実動訓練)		自治会 (防災研修)
	回数	参加人数	自治会数
H26	3	600	21
H27	2	450	27
H28	2	650	85
H29	2	350	39
H30	2	640	72
R1	2	650	34
R2	-	中止	1

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、防災士養成研修の受講人数の制限や総合防災訓練（小学校区単位）を中止しました。

3 令和3年度の予定

大分県総合防災訓練（11/28予定）で各種関係機関と共同で広域かつ大規模な防災訓練を実施します。

また、国の学校安全総合支援事業を活用し、モデル校（真玉中学校、香々地小学校）で防災教育に取り組みます。



【宇佐市】令和2年度

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

1. 令和2年度土砂災害アクションプログラム

- ①概要：自助・共助意識の活性化による住民主体の取組み強化と防災意識の高い社会の構築を目的に飯田自治区で開催。
- ②参加：飯田自治区・大分県砂防課・宇佐土木事務所
宇佐市危機管理課
- ③内容：7月 5日（日）ハザードマップの再点検
8月23日（日）まち歩き
9月27日（日）地区タイムランの作成
12月20日（日）避難訓練の実施



2. みなし避難所制度

- ①概要：近年、激甚化する自然災害に備え指定避難所とは別に、地域住民が自主的に開設し、運営する集会所等を指定避難所に準じた取扱いとする制度。
- ②要件：(1) 自主防災組織による自主運営
(2) 施設が浸水エリア等の危険地域に存在しないこと
(3) 避難者の定期報告を市へ行うこと
(4) コンロ設備があること 等
- ③登録数：5施設（うちR2年度登録数4施設）



【宇佐市】令和3年度

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

■R3年度大分県総合防災訓練

- ・概要:南海トラフ巨大地震のほか、近年激甚化している風水害のリスク回避を目的として実施
- ・実施日:令和3年11月28日(日) 9:00~

■減災シンポジウムin宇佐

- ・概要:大分大学減災・復興デザイン教育研究センターと共同し、減災シンポジウムを開催
- ・テーマ:①若者世代の目でみた、過去の災害から将来への備え
②要配慮者利用施設への災害に対する備え
③みんなで地域防災・減災を考える
- ・実施日:令和4年1月23日(日) 9:00~

■土砂災害アクションプログラム

- ・概要:防災意識の高い社会の構築に向け、行政と住民が一体となって取り組む行動計画
- ・対象地区:金丸・西屋敷・江熊
- ・実施日:令和3年8月(予定)

■市内一斉避難訓練

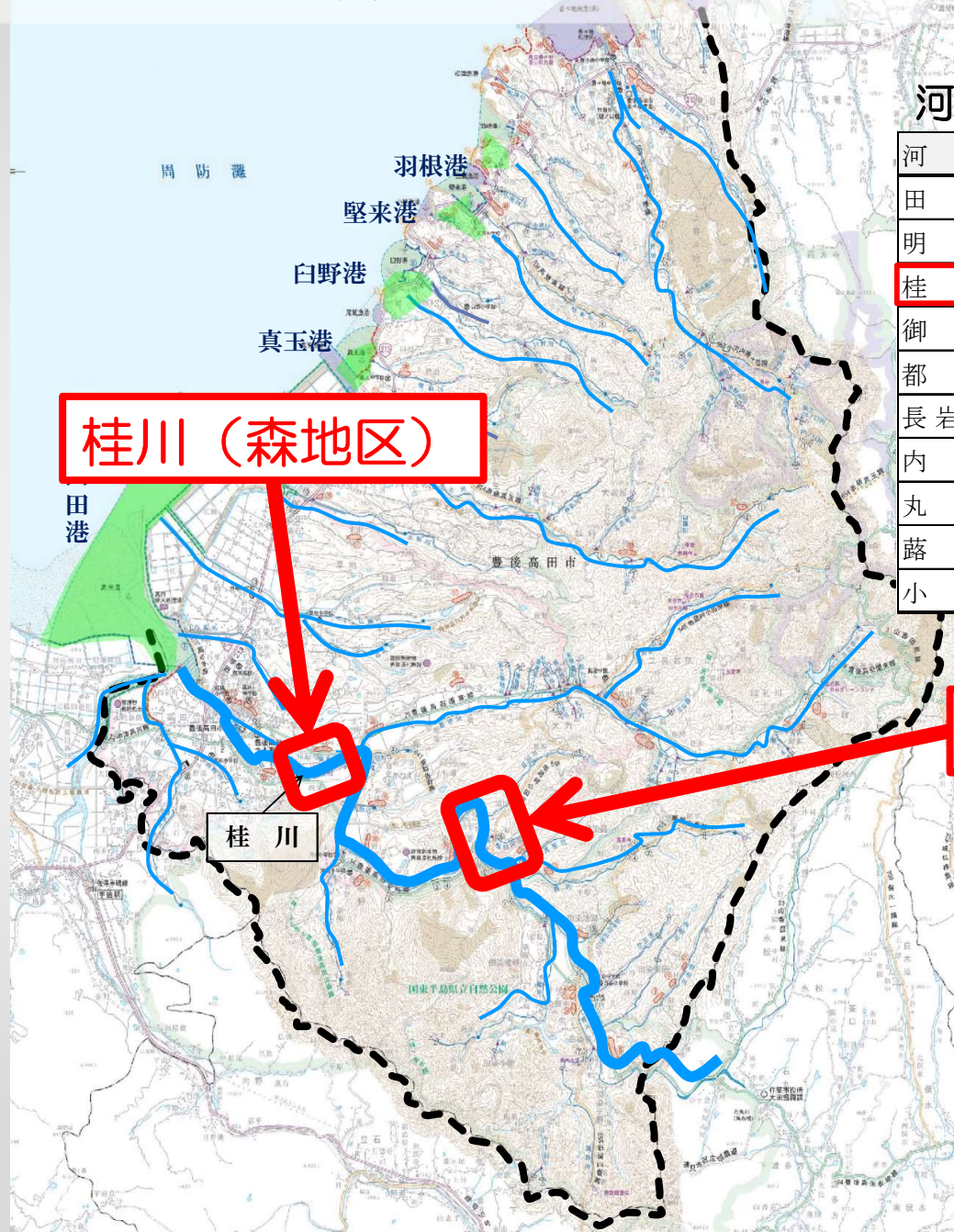
- ・概要:自助・共助のはたらきを活性化し、地域防災力の更なる向上を目的として、市内一斉の避難訓練を実施
- ・実施日:令和4年3月上旬



豊後高田土木事務所 桂川 事業概要

令和3年

河川事業 桂川 (小田原工区) 河川改修事業



河川現況

(H30.4.1現在)

河川名	延長(m)	河川名	延長(m)	河川名	延長(m)
田 笛 川	3,656	高 宇 田 川	960	羽 根 川	3,200
明 野 川	1,980	石 部 川	3,679	竹 田 川	8,560
桂 川	17,800	広 瀬 川	6,120	八 幡 川	1,830
御 玉 川	1,800	近 広 川	2,230	見 目 川	4,825
都 甲 川	12,530	赤 坂 川	5,090		
長 岩 屋 川	4,890	真 玉 川	11,720		
内 山 川	360	恵 良 川	2,885		
丸 山 川	2,920	白 野 川	5,280		
露 川	5,140	北 川	1,735		
小 崎 川	2,965	堅 来 川	4,955	計 24 河川	117,110

桂川 (森地区)

桂川 (小田原地区)

河川事業 桂川 河川改修事業

■事業概要

【小田原工区】

全体C= 約40億円

事業着手 平成2年度～

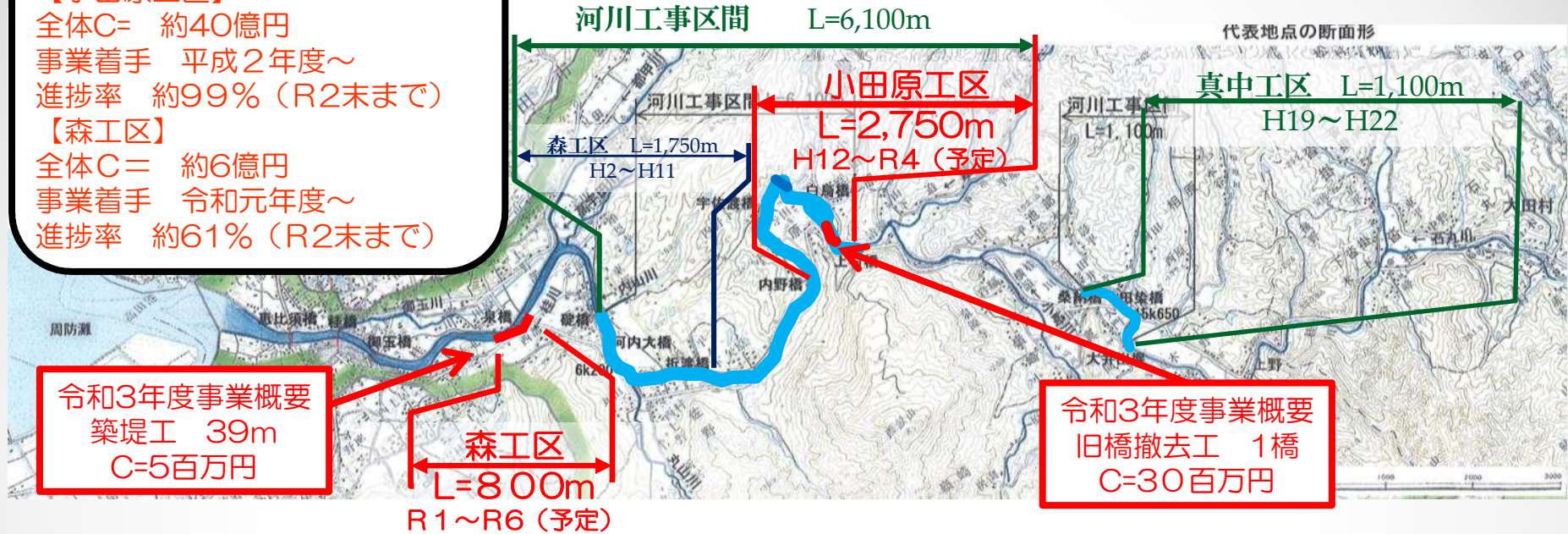
進捗率 約99% (R2末まで)

【森工区】

全体C= 約6億円

事業着手 令和元年度～

進捗率 約61% (R2末まで)



▲昭和57年8月出水の出水状況
(桂川：豊後高田市小田原)



▲昭和57年8月出水の出水状況
(桂川：豊後高田市小田原)



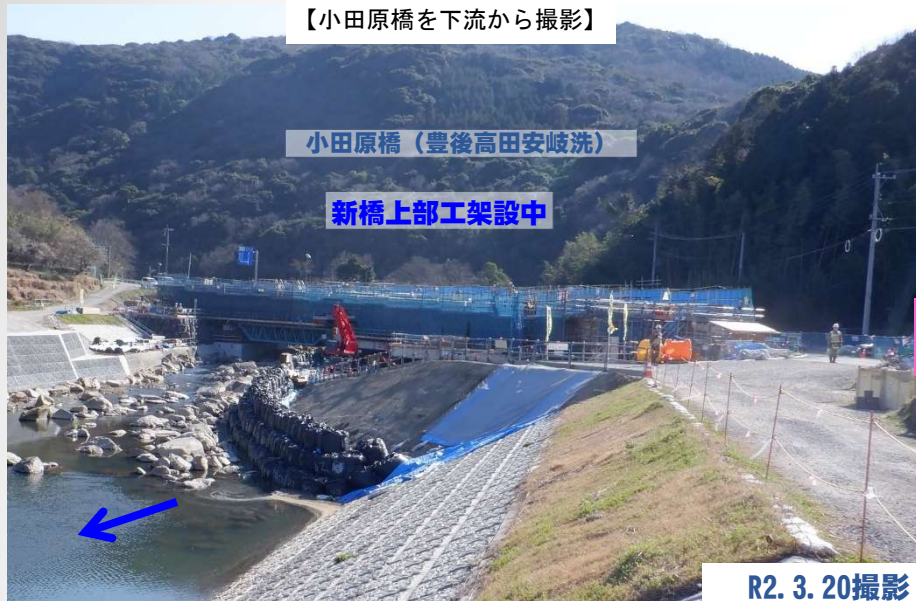
▲平成5年7月出水の出水状況
(桂川：豊後高田市真中)



▲平成10年10月出水の被災状況
(桂川：豊後高田市真中)

河川事業 桂川（小田原工区） 河川改修事業

【小田原橋を下流から撮影】



【小田原橋を下流から撮影】



【上村橋から下流を撮影】



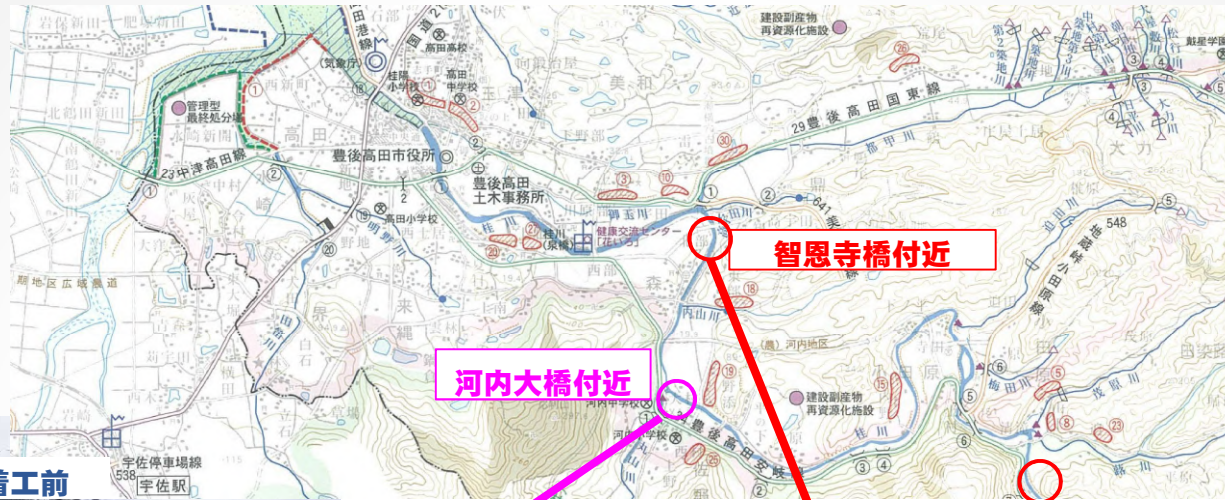
【上村橋から下流を撮影】



河川事業 桂川（森工区） 河川改修事業



桂川に関する河床掘削・支障木伐採工事



- 【凡例】
- : 河床掘削
 - : 支障木伐採



ホーランエンヤ



宇佐土木事務所 駅館川 障害防止対策事業

- 令和3年

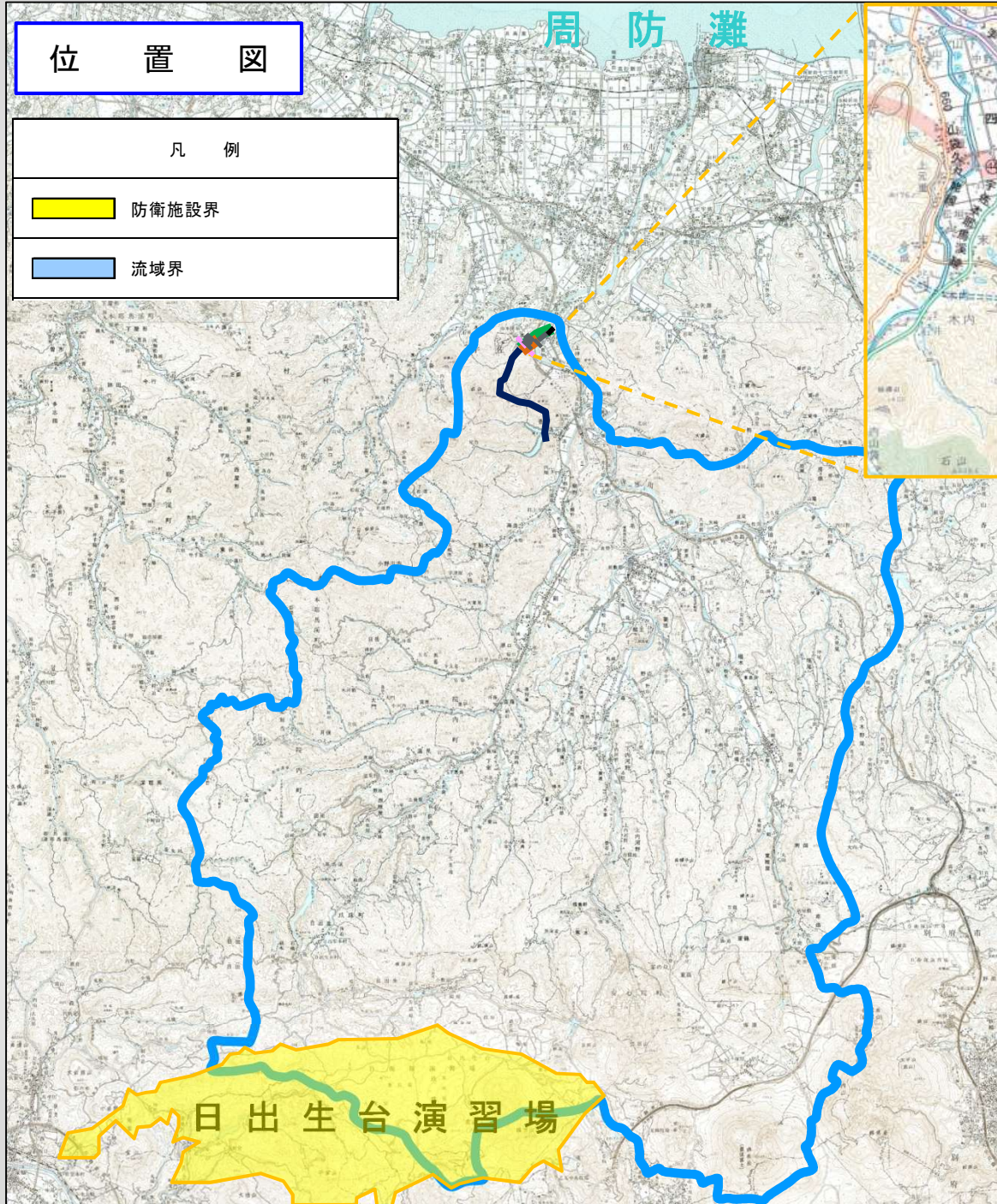
位置図

凡例

防衛施設界

流域界

周防灘



駅館川 障害防止対策事業



駅館川 日出生台演習場周辺障害防止対策事業

平成9年9月洪水による被害状況（床上浸水6戸、床下浸水35戸）



駅館川 日出生台演習場周辺障害防止対策事業

拝田橋上流 右岸家屋 浸水



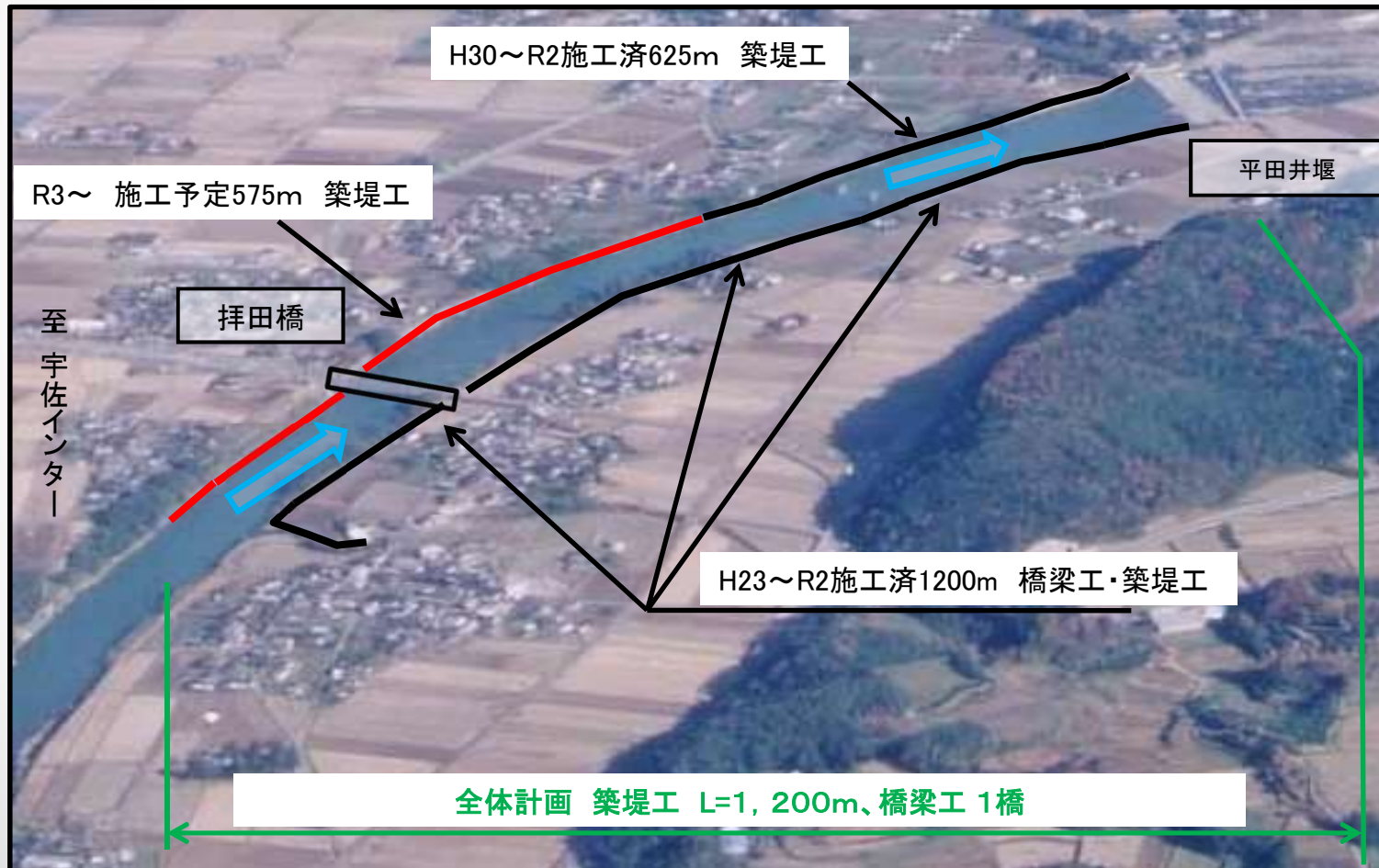
駅館川 日出生台演習場周辺障害防止対策事業

全体計画

- ・ 事業概要 築堤工 L=1,200m、橋梁工 1橋
- ・ 事業着手 平成18年度

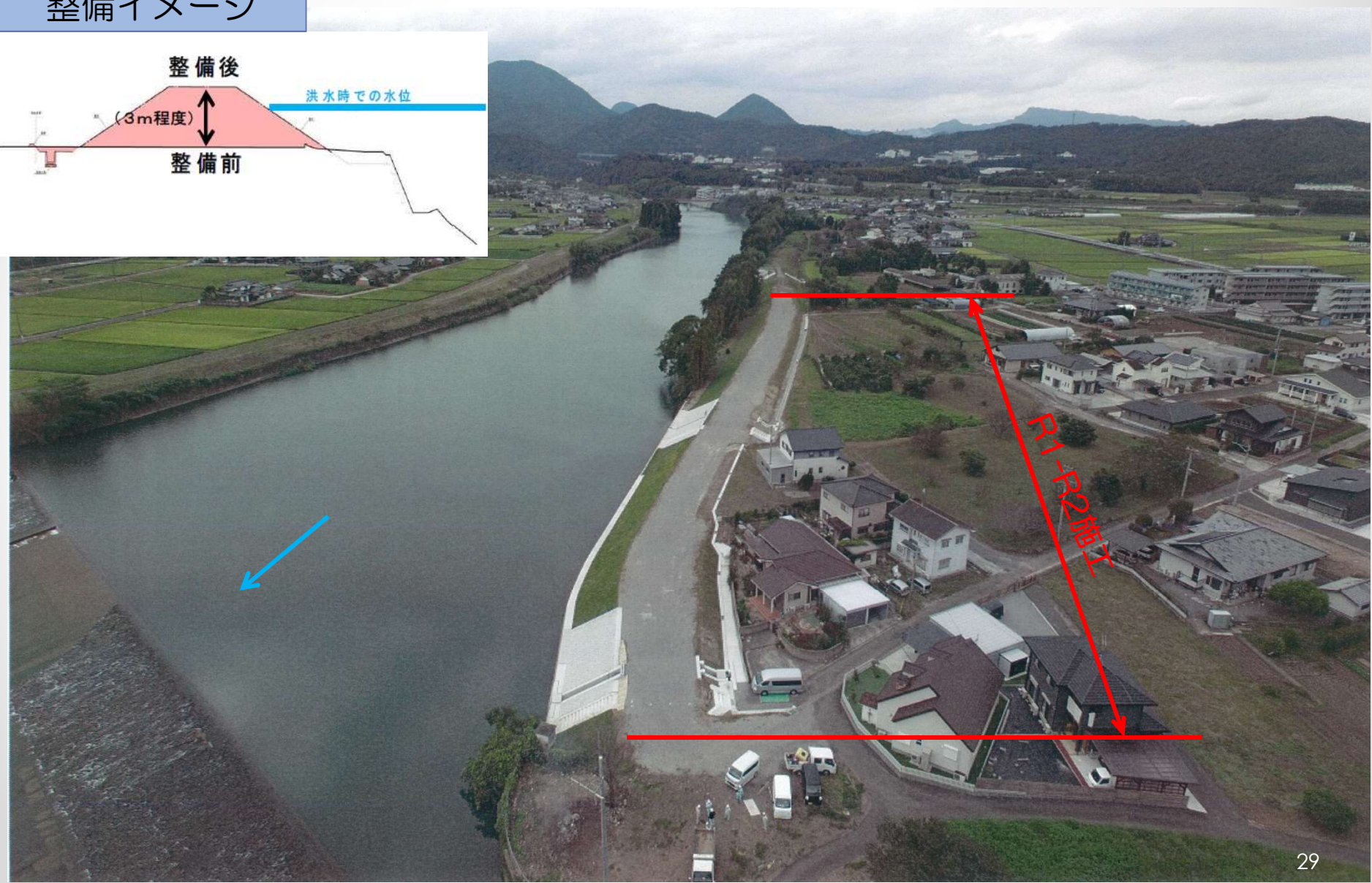
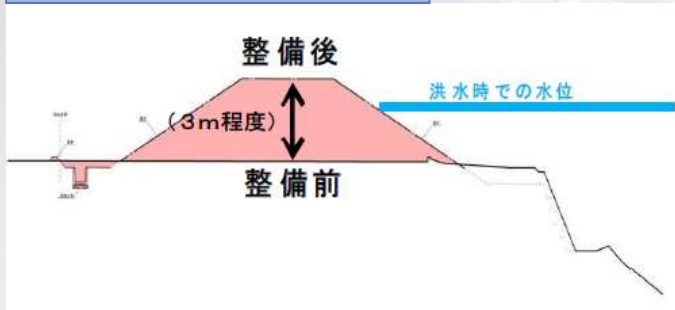
令和3年度事業

- ・ 左岸上流の築堤区間の用地協議



駅館川 日出生台演習場周辺障害防止対策事業

整備イメージ

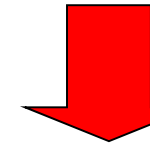


総合流域防災事業

広域河川改修事業

駅館川

H30～R3



標準図

